

議案第 66 号

狭山市営プール条例を廃止する条例

狭山市営プール条例（昭和 43 年条例第 12 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 26 年 11 月 26 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市営南入曽公園プールの廃止に伴い、狭山市営プール条例を廃止したいので、この案を提出するものである。